

王滝村新型コロナウイルス感染症に係る飲食業等緊急支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、村内飲食店における新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）罹患者の拡大に伴う観光庁が実施する「サービス産業消費喚起事業（GoToトラベル）」の一時停止及び首都圏等の緊急事態宣言等により特に大きな影響を受けている村内の飲食業、宿泊業、小売業で、感染症発生の防止策を講じながら事業を継続する事業者に対して、予算の範囲内で王滝村新型コロナウイルス感染症に係る飲食業等緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて王滝村補助金交付規則（昭和53年王滝村規則第67号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食業 食品衛生法（昭和22年法律第233号）による飲食店営業、喫茶店営業の許可証を有し、店内に客席を設け専ら客に飲食をさせる業態をいう。
- (2) 宿泊業 旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を受けている事業者をいう。
- (3) 小売業 卸売りから仕入れたお土産、食料品、家庭用品等の商品を消費者へ直接販売する事業者をいう。
- (4) 売上額 所得税申告書作成の際に用いる月別売上（収入）金額をいう。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 村内で事業者として経営していること。
 - (2) 令和2年12月から令和3年2月までのうち、各月それぞれの売上額又は2箇月分又は3箇月分の売上額の合算額が、これらの前年同月の売上額又は売上額の合算額と比較して20万円以上下回ること（業態の変換や創業1年未満など前年同月と比較することが適当でない者の場合は、比較可能な月と比べて、20万円以上減少していること。）。
 - (3) 王滝村暴力団排除条例（平成23年王滝村条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、給付対象者とすることができる。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、令和2年12月から令和3年2月までのうち、各月それぞれの売上額又は2箇月分又は3箇月分の売上額の合算額から、これらの前年同月の売上額又は売上額の合算額を差引いて得た額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)とし、30万円を上限とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の申請は1回限りとし、給付金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、新型コロナウイルス感染症に係る飲食業等緊急支援給付金交付(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて令和3年3月31日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し等(飲食業の場合に限る。)
- (2) 旅館業経営許可証の写し等(宿泊業者の場合に限る。)
- (3) 小売業に関する営業を行っていることが確認できる書類の写し等(小売業の場合に限る)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することを適当と認めるときは、新型コロナウイルス感染症に係る飲食業等緊急支援給付金交付(変更)決定通知(様式第2号。以下「決定通知」という。)を申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 給付金の交付決定を受けた事業者が、第5条の申請内容を変更しようとするときは、申請書に村長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 給付金の変更交付決定通知は、決定通知により行うものとする。

(給付金の請求)

第9条 第6条又は前条の決定通知を受けた申請者(以下「給付決定者」という。)は、速やかに新型コロナウイルス感染症に係る飲食業等緊急支援給付金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 村長は、給付決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に給付した給付金の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する給付金の交付決定の取消し及び給付金の返還の求めについては、同日後もなおその効力を有する。